

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2017 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

はじめに

「確定拠出年金のことは一通り知っているけれど、今一つ理解があやふやだ」—このようなときに効果的な学習方法の一つが、根拠となる法令の条文に戻って、どのように定められているか確認することです。

しかし、一般的な表現に置き換えて説明してある解説書などと比べると、条文の言い回しは独特の取っつきにくいイメージがあり、条文を調べるのは気が進まない、と感じる人が多いのではないのでしょうか。

そこで、この講座では、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを条文を確認しながら説明します。

まず、確定拠出年金制度の内容がどのような法令によって定められているのかおさらいしておきましょう。確定拠出年金制度は、「確定拠出年金法」、「確定拠出年金法施行令」、「確定拠出年金法施行規則」などの法令によって定められています。法律は国会、施行令は内閣、施行規則は各省庁の大臣によって定められる国民のルールです。一般的には、骨格となるようなルールが法律で定められ、より具体的なルールが施行令や施行規則で定められますが、実務上重要な規定と位置づけられるものの中には、施行令、施行規則によって定められているものも少なくありません。これらの法令のほかに、通達や通知という、各省庁の大臣等が所管の諸機関や職員などに知らせる文書が、法令の内容を補う役割を果たすこともあります。例えば、いわゆる法令解釈といわれている「確定拠出年金法並びにこれに基づく法令及び省令について」は、厚生労働省年金局長が地方厚生（支）局長に宛てた通知です。

なお、法令等の内容は総務省の「e-Gov 法令検索」や厚生労働省のホームページ等で公表されているほか、「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）で確認することもできます。この条文集は、法律の定めに対応する施行令、施行規則等が横並びで掲載されているのが特長で、ある項目について法令等を横断的に調べるのに大変便利に作られています。「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）を持っている人は、この講座の対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。なお、本講座では、「確定拠出年金関連法令条文集」を「条文集」、「確定拠出年金法並びにこれに基づく法令及び省令について」を「法令解釈」と記載します。

それでは、第 1 講を見てみましょう。第 1 講のテーマは「個人型年金の加入者」です。

第 1 講 「個人型年金の加入者」

（確定拠出年金法第 62 条 2017 年度版条文集 P104）

平成 29 年 1 月 1 日より、確定拠出年金の個人型年金の加入対象者が拡大されました。これまで、確定拠出年金制度の対象外とされてきた、公務員、専業主婦、確定給付型の企業年金の加入者であって企業型年金には加入していない会社員などが、個人型年金に加入できるようになりました。また、企業型年金加入者も、一定の要件のもとに個人型年金に加入できるようになりました。

一見すると、個人型年金の加入対象者が複雑に場合分けされているようですが、法令上は、シンプルに、原則として 60 歳未満の国民年金の被保険者を加入対象者とし、例外的に加入できない者がいる、という定めになっています。

確定拠出年金法第 62 条を見てみましょう。

個人型年金に加入できる者として、確定拠出年金法第 62 条第 1 項第 1 号で国民年金の第 1 号被保険者（自営業者等）、第 2 号で 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者（会社員、公務員等）、第 3 号で国民年金の第 3 号被保険者（専業主婦等）が定められています。

このうちどのような人が加入できないのか、さらに細かく見てみると、第 1 号では、国民年金の第 1 号被保険者のうち保険料が免除・猶予されている人は除く、つまり加入できないとあります。条文中の国民年金法第 89 条や第 90 条などは国民年金の保険料の免除・猶予に関する規定です。時間がある人は、e-Gov 法令検索などで確認してみると良いでしょう。

第 2 号では、60 歳未満の厚生年金保険の被保険者のうち、個人型年金に加入できない者が定められています。該当条文の括弧書き部分には、二段階の除外規定があるので条文の構造がやや複雑になりますが、要約すると、企業型年金加入者は加入できないが、そのうち、企業型年金規約で確定拠出年金法第 3 条第 3 項第 7 号の 3 に掲げる事項が定められている企業型年金加入者は、個人型年金に加入できるということです。この確定拠出年金法第 3 条第 3 項第 7 号の 3 に掲げる事項とは、企業型年金規約の記載事項の 1 つである、企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができる旨の定めのこと、当該企業型年金でマッチング拠出を導入していないことを要件として定めるものです（2017 年度版条文集 P 4）。

このことから、そもそも企業型年金加入者ではない公務員、確定給付型の企業年金の加入者であるが企業型年金には加入していない者、企業型年金規約で個人型年金に加入できる旨の定めのある企業型年金加入者が個人型年金に加入できるようになったことが導けるというわけです。また、加入している企業型年金でマッチング拠出が導入されている場合には、たとえ、マッチング拠出を行っていないとしても個人型年金に加入できないことも導けます。

なお、それぞれの個人型年金加入対象者が確定拠出年金法第 62 条第 1 項の第 1 号から第 3 号に定められていることから、第 1 号に定められている個人型年金加入者（国民年金の第 1 号被保険者）を第 1 号加入者、第 2 号に定められている個人型年金加入者（60 歳未満の厚生年金保険の被保険者）を第 2 号加入者、第 3 号に定められている個人型年金加入者（国民年金の第 3 号被保険者）を第 3 号加入者といいます。もっとも、第 2 号加入者については、通常は会社員と公務員の別や、企業年金の実施状況などで分けられるため、実務上は、改正前よりも号数によって加入者を区分して取り扱うことは少なくなるといえますが、法令上の定め方として覚えておく良いでしょう。

今回は、「企業型年金の加入者」です。